

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外117名

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外92名

被 告 国

準備書面(6)

(被害論その1)

2017(平成29)年9月12日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚



弁護士 福 崎 博 孝



弁護士 濱 口 純 吾



弁護士 中 村 尚 志



弁護士 山 本 真 邦



目 次

第1	はじめに	3 頁
第2	原告らに共通する被害	4 頁
1	原爆投下によって被害を受けた原告ら	4 頁
2	原告らが受ける精神的苦痛	6 頁
(1)	日本が再び戦争に巻き込まれるのではないかという不安	6 頁
(2)	戦前の日本に戻ることに対する恐怖感	8 頁
(3)	核兵器が再び使われるかもしれないという恐怖感	8 頁
(4)	平和を望む気持ちを否定されたことへの絶望感と憤り	9 頁
第3	原告らの被害の実情	10 頁
1	原告 [] (原告番号 1-66) について	10 頁
(1)	原告 [] の被爆体験	10 頁
(2)	原告 [] の精神的苦痛	10 頁
2	原告 [] (原告番号 1-62) について	11 頁
(1)	原告 [] の被爆体験	11 頁
(2)	原告 [] の精神的苦痛	12 頁
3	原告 [] (原告番号 1-58) について	13 頁
(1)	原告 [] の被爆体験	13 頁
(2)	原告 [] の精神的苦痛	14 頁
4	原告 [] (原告番号 1-111) について	14 頁
(1)	原告 [] の被爆体験	14 頁
(2)	原告 [] の精神的苦痛	15 頁
5	原告 [] (原告番号 1-47) について	16 頁
(1)	原告 [] の母親の被爆	16 頁
(2)	原告 [] の精神的苦痛	16 頁

6 原告 [] (原告番号 1-81) について ······	17 頁
(1) 原告 [] の母親の被爆 ······	17 頁
(2) 原告 [] の精神的苦痛 ······	18 頁
第4 まとめ ······	18 頁

第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の2014・7閣議決定、2015・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに同法案の可決（これら憲法に違反する被告の行政行為及び立法行為。以下「新安保法制法の制定」と言うことがある。）によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を訴えている。これに対し、被告は、「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」と主張する。しかし、原告らの被害は、決して、被告の言うような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではない。

新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害している。現行憲法の下で、多くの市民・国民が、少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保証してきた日常は、新安保法制法により一挙に覆された（この点については、安保法制違憲訴訟の会が編集した「私たちは戦争を許さない－安保法制の憲法違反を訴える－〔甲B15〕に掲載された全国の訴訟における意見陳述を参考にされたい。）。そのことにより、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を受け、現実に苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれの一つのみではなく、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によってもた

らされている。原告らは様々な人によって構成されている。年代も経験も様々である。その様々な人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。原告らが、その置かれた立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を侵害されたことについて、本準備書面で被侵害利益に係る深刻な被害実態について述べる。

第2 原告らに共通する被害

1 原爆投下によって被害を受けた原告ら

- (1) 原告らは、昭和20年8月9日の長崎市に投下された原子爆弾によって被害（入市被爆を含む）を受けた者及び両親の双方または一方が被爆した後、生まれてきたいわゆる被爆二世である。
- (2) 戦争において核兵器である原子爆弾が使用されたのは、広島市（昭和20年8月6日）と長崎市ののみであり、その二都市及びそこに住む無辜の市民が受けた被害は、歴史上、最悪の戦争被害である。
- (3) 原告のある者は、被爆によって負傷し、生死の境をさまよった。原告らのほとんどが、原子爆弾の被爆の影響により、父母、兄弟姉妹等の大変な人を失っている。被爆者である原告らの中には、被爆による放射線の影響と考えらえる健康被害を受け、現在も苦しんでいる者もいる。いつ自分ががんなどの疾病に罹患するのかという健康不安にも日々苛まれている。さらに、原告らの中には、被爆後、被爆者であることでいわれのない差別を受けた者もある。

たった一発の原子爆弾で、原告らとその家族の人生は大きく変えられたのであり、原告らが受けた被害は取り返しのつかない極めて重大なものである。原告らが陳述書において語る被爆体験は、壮絶・凄惨そのものである。

- (4) 被爆二世である原告らは、自ら被爆していないくとも、被爆の影響で苦しむ父母、兄弟姉妹等の家族や知人の姿を目の当たりにしている。また、原告らは、父母から原爆投下当時の状況・経験談を聞かされ、あたかも自ら体験し

たかのように、その話を今も明確に記憶している。

原爆の傷痕や影響は、原爆投下後も長年残り、被爆二世である原告らは、家族とともにその苦しみとの戦いの日々であった。また、被爆二世である原告自身も、原爆放射線の影響と思われる健康被害があった者もあり、具体的な健康被害が現時点でない者についても、いつその影響によって病気になるのかと日々不安に苛まれている。

(5) そのような原告らだからこそ、核兵器ひいては戦争の悲惨さ、残虐さ、恐ろしさを、身をもって知っている。戦争及び原爆を経験した原告らは、昭和20年8月15日に終戦を迎えたとき、平和な生活を望まずにはいられなかった。終戦後、日本国民の誰もが、平和を求めていたことはいうまでもないが、原告らのその願いは、他の誰よりもまして強いものであった。

被爆二世の原告らも同様である。身近な人の被爆体験や健康被害に苦しむ姿を見聞きし、自らも放射線の影響による健康不安を抱えながら生活する原告らも、平和を希求する思いは誰よりも強いものである。

(6) 原告らが、戦後、物資が不足し貧しいながらもそのような願いが叶い、日本国が戦争をすることもなく、また戦争に巻き込まれることもなく、平和に暮らすことができたのも、日本国憲法9条があったからこそである。原告の誰もが、そのことを痛感し、憲法9条の存在意義と尊さを理解し、大事に思っている。

だからこそ、原告らの中には、その関わり方の程度があるにせよ、自らの生活・家庭がありながらも、日々の生活の傍らで、「二度と戦争を起こしてはならない」、「No more HIROSHIMA. No more NAGASAKI.（ノーモアヒロシマ、ノーモアナガサキ）」を訴え、平和活動・核兵器廃絶運動を続けてきたのである。

2 原告らが受ける精神的苦痛

(1) 日本が再び戦争に巻き込まれるのではないかという不安

ア 原告らは、戦争及び被爆によって、心身に消えぬ傷を負い、戦争に対する憎しみ、恐怖が現在まで消えずに残っている。

新安保法制法の制定により、日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会が増大したことで、原告らの心身に深く刻まれた過去から現在に至るまでの苦難は、いろいろな形でその心身を苦しめる。一つには、自身の心身に受けた苦痛に伴う心的なトラウマの再燃、あるいは増悪が起こることである。また、肉親を悲惨な苦しみの中で失った苦痛や寂しさ、家族を守れなかった苦悩、自分だけが生き延びてしまった自責の念など、その心の傷は今なお残り生涯に渡って自分を責めさいなむ精神的苦痛を負っている。さらには、原告の多くは、原爆によってすべての財産を失ったり、焼け野原から生きなおす中で人に語れないような惨めで辛く、筆舌に尽くしがたい経験をたどってきたたりした者である。

このように、原告らがかつて遭遇した重篤な戦争被害体験は、トラウマ（心的外傷）として体の中に記憶されている。

イ これらの原告らは、新安保法制法の制定により、再び戦争が起こるかもしれないという不安がストレスになり、精神的な苦痛を受けている。しかも、一度トラウマを心に刻み込んだ人は、その後のより軽いストレス体験によつても大きな傷口を広げてしまう傾向があるといわれる。原告らの中には、齢を重ね人生の晩年にあたる者もいる。戦争後の仕事や結婚、子育てなどの実生活体験の忙しさによって隠蔽されていたトラウマが、この実生活体験の縮小によって表面化してくる時期にあたっている。新安保法制法の制定という戦争への不安は、かつてのトラウマを二重三重に増悪させ、大きな精神被害を与えていた。

ウ これらの原告らが、その過酷な人生を今日まで生き延びることができたのは、憲法が保障した平和の安堵感ゆえであり、平和な生活の再建により戦争被害から立ち直ることのできた昭和史の展望であった。

それは、たとえ貧しい生活であっても、戦争によって命と生活を奪われ、精神の自由を奪われることはないという、人間にとって最も重要な権利・利益が、新安保法制法の制定までは不十分ではあっても、保障されていたのである。また、大切な人や肉親らが犠牲になったことで負った原告らの苦痛は、その命と引き換えに平和を残してくれたと考えることで和らげられた。原告らにとっては亡くなった人たちの命は報われたという思いがあった。犬死ではないという慰めがかろうじて原告らの70余年を支えてきたのである。

ところが、新安保法制法の制定は、原告らの心の拠り所であったこれらをすべて否定した。原告らは、かつての生命と精神の危機に再び遭遇させられることに、恐れおののいているのである。

エ このように原告らの現状は、かつての原爆や戦争被害に遭ったころに味わった精神的な恐怖、絶望、不安、苦悩、寂寥、後悔や自責の念が蘇り、不安に陥れられている。親などの話から被爆や戦争を追体験し、また被爆の影響による健康不安を自ら抱える被爆二世の原告らにとっても同様である。

これはまさに個人の身体や精神の健全さを害し、生活に関しての平穏さを害されているのであり、人格の本質に関わる権利（人格権）を侵害されないとしか言いようのない状態にある。

また、過去に原爆や戦争による被害を受けた原告らにとっては、新安保法制法の制定が、過去の原爆や戦争被害を再体験させるおそれを感じさせることから、平和な中で生存する権利に対する侵害の不安もことさら大きい。

さらに、平和を希求する原告らにとっては、戦争放棄・平和主義を掲げる日本国憲法9条の存在は、何ものにも代え難いものであり、心の拠り所であった。しかし、今回の新安保法制法の制定過程においては、これまでの政府が長年積み重ねてきた集団的自衛権の行使は憲法上認められないという憲法解釈を一内閣の閣議決定によって変更し、新安保法制法が制定された。このように、憲法改正手続きをとらず、憲法9条の規定に反する法律を制定し

て、実質的に憲法改正状態を作り出すことは、原告らの憲法改正・決定権を侵害することは明白であり、それによって受けた原告らの憤りや精神的苦痛は甚だしいものである。

原告らの平和的生存権侵害、人格権侵害及び憲法・改正決定権の侵害は著しく強いと言える。

(2) 戦前の日本に戻ることに対する恐怖感

戦前の日本は、「天皇のため」、「国のため」という大義名分のもと、國家総動員で国民に戦争協力をさせ、戦争に突き進んでいった。国益が個人の人権よりも優先され、ときには国民の死ですら国益のもとではやむを得ない犠牲とされていた。大人はもちろん、戦前の子どもは戦争教育、天皇教育を施され、誤った思想と価値観を植え付けられていた。

原告の中には、昭和20年当時、就学していた者もいる。そのような原告は、被爆及び終戦を経験した後、戦後教育を受ける中で、戦争の悲惨さ、戦前の教育が偏っていたこと、そして、何より、時の権力者のために国民が犠牲を強いられていたことを知るようになった。

原告らは、新安保法制法の制定過程やその内容を見て、安倍首相やその閣僚らの「個人の人権よりも国益を優先する」ことを想起させる個人的思想や言動から、日本が、また戦前のように個人の人権よりも国益を優先する国に回帰してしまうのではないかという多大な恐怖感を抱いている。

(3) 核兵器が再び使われるかもしれないという恐怖感

核兵器が戦争に使われた場合に、取り返しのつかない重大な被害が生じることを、原告らほど身をもって知っている者はいない。

今日、依然として、世界から核兵器は消えていない。戦後、国家間の衝突において、一歩間違えば核兵器が使われるかもしれない「核の危機」は度々あつた。核兵器である原爆と切っても切り離せない関係にある原告らは、仮に、日本が巻き込まれるような大規模な戦争が発生した場合、核兵器が使われる可

能性を非常に危惧している。そして、長崎及び広島に投下された核兵器よりも現在の核兵器が、威力・性能において圧倒的に上回っていることから、原告らは核兵器が現代の戦争で使用されれば、日本・世界は滅んでしまうのではないかという恐怖を切実に覚えている。

(4) 平和を望む気持ちを否定したことへの絶望感と憤り

原告らは、日本国憲法第9条は、世界の中でも胸を張って誇ることができるものであり、平和主義の精神を世界中に広めなければならないという強い思いを持っている。原告らの取組内容については、それぞれ異なるが、皆、この思いを胸に平和活動・核兵器廃止運動に取り組んでいる。

しかし、新安保法制法の制定によって、原告らは、原告らの平和に対する思い及び憲法の平和主義の精神を踏みにじられ、日本が戦争ができる国になってしまったことに絶望感と憤りを抱いた。また、国民に対して憲法改正の信を問うことなく、これまでの政府が長年積み重ねてきた憲法解釈を一内閣の閣議決定によって根本から変え、原告ら国民の憲法改正・決定権を侵害して新安保法制法を制定した安倍内閣に対する強い憤りを感じている。原爆や戦争の恐ろしさを身をもって経験したゆえに何ものにも代え難い平和の尊さ・日本国憲法9条の尊さを痛感し、平和運動・核兵器廃止運動を続けてきた原告らであるからこそ、その憤りはとても大きいものである。

第3 原告らの被害の実情

原告らが戦中・戦後にどのような経験をし、戦争や新安保法制法に対してどのように思っているのかを知ることによって、原告らが、前記第2の2で述べた精神的苦痛を被っていること、その精神的苦痛が大きいことがわかる。そこで、原告らの一部の者について、次のとおり紹介する。

1 原告 [] (原告番号1-66)について(甲D4)

(1) 原告 [] の被爆体験

昭和20年8月9日当時、原告■は、三菱電機工業青年学校の2年生（15歳）で、丸尾町の三菱の工場で働いているときに被爆をした。原告■自身は、原爆によって直接的なケガを負わなかった。しかし、原告■が、丸尾町から自宅のあった城山町まで帰る途中で見た、血を流し、体が焼けただれて苦しみさまよう人々、黒こげになって積み重なった死体等の光景は、地獄さながらの光景であり、今も原告■の脳裏に焼き付いて離れない。

原告■が、爆心地のすぐ近くであった自宅に戻ると、家は倒壊し、黒こげの状態となった母と5歳の弟の遺体があった。2人の妹ともう1人の弟は、生き延びていたものの、重傷を負い、息絶え絶えの状態であつて。原告■は、妹たちの苦しむ様子を見て、「なんのために生まれてきたのか」、「どうせ助からぬ命、こんなに苦しむのなら早く息を引き取った方が楽になるのに」と思った。また、原告■は、母と5歳の遺体を、自ら火葬をした。

(2) 原告■の精神的苦痛

このような壮絶な経験を経ながらも、原告■は、終戦後しばらくの間、戦争教育を受けていたため、自分とその家族に起きた悲劇を仕方ないものだということで受け入れようとしていた。しかし、次第に、「戦争がなければ、原爆がなければ、家族はどうなっていたのだろうか」という思いが強くなり、家族の身に起きたことについて、どうしても許せないという気持ちがわいてきた。

新安保法制法の制定によって、原告■は、日本が戦争に巻き込まれるかもしれないと思うと、原爆で家族を失った原告■は、自らの子どもや孫には自分と同じ思いをさせたくないとあらためて思うようになっている。また、原告■は、核兵器が再び使われること、使われれば日本そのものがなくなってしまうのではないかと不安に思っている。

さらに、原告■は、「戦時中は、お国のために、天皇陛下のためにと言って、軍部は天皇陛下を利用して国民を騙し、国民を戦争に巻き込んでいきました。

安倍総理は「アメリカの戦争支援」という目的を内に隠して、「国の防衛のため」という建前だけを説明し、国民を騙しました。」と述べ、新安保法制法の制定経緯を見て、戦前の日本を思い出してしまう。そして、憲法改正手続を経ずに、憲法解釈を変えて、新安保法制法を制定させたことに原告■は、強い憤りを感じ、このようなやり方が許されるのであれば、一体何のための憲法だろうかとの思いを強くしている。

2 原告■(原告番号1-62)について(甲D3)

(1) 原告築城の被爆体験

昭和20年8月9日当時、原告■は、長崎師範学校本科2年生だった。原告■は、現在の長崎市立西浦上中学校の場所にあった学校の寮で、夜勤明けの就寝中に被爆した。

原告■は、左手及び左足先が焼けただれ、爆風で飛ばされてきたガラスの破片が体に突き刺さり、体中血だらけの状態であった。学校から避難している途中、原告■は、全身ひどいやけどを負って逃げまどっている人々を目の当たりにし、中には人の形をしているだけで前を向いているのか、後ろを向いているのか分からない人もいた。

原告■にとって、被爆後3ヶ月間は地獄の日々だった。高熱、血便、下痢、脱毛が起こり、やけどの包帯を取り替えるときは、「死んだほうがまだ」と思えるほど、激痛だった。

原告■は、師範学校の生徒だったこともあり、国民は国や天皇に尽くすべき、天皇は神であるという天皇教育を徹底的にたたき込まれた。自由主義的な発言をすれば、生徒は退学させられるという雰囲気だった。終戦後、新憲法の下では、学校の先生は、民主主義を説き、授業では自由に発言できるようになったことを原告■はまざまざと感じた。新憲法については、国民の中でも常に話題となっており、原告■自身、学友らと憲法議論をしたことを覚えてい る。

戦後、長崎を離れて暮らしている人からは、長崎出身者への差別がひどく、長崎出身であることを隠しておかないと、結婚や就職ができないということを聞いた。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、「戦争」と聞くだけで、饑餓に瀕し、爆弾や焼夷弾から命からがら逃げ惑い、最後に原爆によって十数万人の人が虐殺され、重傷を負い、未だに放射線による死の恐怖におびえている、その姿を強く想起する。

また、新安保法制法が制定された平成27年9月以降、原告■は、被爆当時の夢を見るようになった。被爆したときの幽霊のようになった被爆した人々が夢に出てきて、ハッと目が覚めることが時々ある。昼間も、どうかしたひょうしに、B29の爆音が耳の中に聞こえてくるときがある。

このように、原告■は、被爆時の心身に負った深い傷が蘇ることにより精神的苦痛を被っている。

さらに、原告■は、自身の被爆体験を学生に対して語っているが、そのような学生が戦争にかり出される等、日本が戦争に巻き込まれることで、「あの原爆の恐怖が、いえ、あれ以上の恐怖がこれから日本に降りかかると思うと、不安でなりません。」と不安な気持ちを述べている。

加えて、原告■は、平和主義の精神を世界に広めるのが自分たちの使命と考え、3年前にはカザフスタンで被爆体験講和をする等の活動をしていたが、日本が「海外派兵ができるようになる国になるとは、私は、耐えられないという気持ちでいっぱいです。」と述べている。

3 原告■（原告番号1－58）について（甲D2）

(1) 原告■の被爆体験

昭和20年8月9日当時、原告■は16歳で、郵便局員として働いていた。原告■が被爆したのは、郵便配達中のときで、住吉町にいるときだった。原告■は、爆風によって体を打ち付けられ、全身に重度の火傷を負った。■

█は、山の中に避難したが、動けず倒れているところを救助されたのは被爆から3日目だった。

█は、治療を受けたもの一向に効果がなく、次第に、焼けただれた肉が腐り始めた。体温は42～43度あり、病床において、原告█はいつ死ぬのかと考えていた。

その後、昭和20年11月に、原告█は、大村の海軍病院に搬送された。海軍病院で、ガーゼの取り替えの際、激痛が走り、そのあまりの痛さに「殺してくれ、殺してください」と叫ばずにはいられなかった。さらに、床ずれで、肋骨が数本腐ってしまった。食事の際には、食べ物が喉につまり窒息死しそうになったこともあった。

長く辛い治療を終え、原告█が退院できたのは、昭和24年3月だった。しかし、傷は完治しておらず、夜熟睡することができなくなった。原告█は、郵便局に復職したが、ノイローゼになり、一度、本気で自殺しようとまでした。原告█には、自分の体をこのようにされたしまったことに対するあてもない恨みが募る一方で、殺されていった人々のために生きなければならないという決意が芽生え、原告█は自殺を思いとどまった。

原告█は、退院後から現在まで常に、被爆の後遺症に苦しんでいる。昭和56年頃、医学的にも解明できていない「もの」が背中にでき、それを取り除く手術を定期的に受けなければならない。

原告█は、被爆者であることによる差別を受けた。被爆者であることで結婚を断られ、「犬、猫みたいに（娘を嫁に）やられるものか」といった、非人道的な言葉まで言われたこともある。

原告█は、昭和30年の第1回原水爆禁止世界大会を契機に、反核運動に参加するようになり、現在、長崎原爆被災者協議会の会長を務めている。

(2) 原告█の精神的苦痛

被爆の後遺症で現在も苦しむ原告谷口にとって、戦争は決して過去のもの

ではない。原告■は、日本国憲法があり、自分たち被爆者が核兵器廃絶を訴えてきたことから、日本は、二度と戦争しないと思っていた。しかし、新安保法制法が制定されてから、原告■は、日本が戦争に巻き込まれるのではないかと思うようになった。自分も含め、いまだに戦争によって苦しんでいる人たちがいるにもかかわらず、そのよう者たちを救済することなく、新安保法制法を制定させた安倍内閣に対し、原告■は強く憤っている。

また、「国のために」という理由で、新安保法制法が制定されたことについて、原告■は、「国のために」といって、国民が戦争に巻き込まれた戦前の記憶が蘇り、被爆した当時の苦しみと憤りを思い出すようになっている。

4 原告■（原告番号1-111）について（甲D6）

(1) 原告■の被爆体験

昭和20年8月9日当時、原告■は、中学2年生だった。自宅は城山であったが、原爆投下時は、鳴滝にあった学校の校舎内にいた。原告■自身は机の下に隠れていたため怪我をしなかった。

原告■は、原爆投下後、徒歩で城山の自宅に帰ろうとした。途中の金毘羅山上腹あたりで、逃げてきて座り込んでいた人々から、虚ろな眼差しで原告■をじっと見ていた人たちの顔が今でも忘れられない。

原告■が帰宅すると、自宅には誰もおらず、近くの防空壕を探すと、母、姉、二人の弟を見つけた。この時点では、母と弟は、ガラスで、怪我をしていて深刻な怪我を負っていたなかった。しかし、8月12日に、末の弟が死に、8月13日には、姉が死んだ。

原告■は、二人の遺体を腐らせてはいけないと思い、二人の遺体を焼いて弔った。原告■の母親は、その様子を呆然と見つめていたが、原告■は、母親は自分の行動に納得がいっていなかったのではないかと、今振り返っている。

さらに、8月22日に母親が死亡し、8月23日にもう一人の弟も死亡し

た。重傷を負っていた父親は、一度は、回復したもの、昭和36年肺ガンで死亡した。

このように、原告■は、原爆によって家族全員を失った。母、姉、弟たちが次々に死亡したのも被爆の影響と考えている原告■にとって、自身もいつ被爆の影響で病気になるのかという不安は今も残っている。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、新安保法制法が制定され、その内容を見たとき「日本は、このままでは、再び戦争に向かっていくことになるという気持ち」になり、「昔のように、言葉巧みに国民をだまし、最後には、国民に戦争を受け入れさせていくことになるのではないか」と思い、非常に不安を感じている。また、安倍内閣が、原爆の被害を分からぬことについて情けない気持ちになった。

原告■は、戦前の教育で、戦争を正義と教えられ、自らも戦争を賛美していたことを思い出し、そのような自分も結局その戦争で家族を失ってしまったことを振り返っている。原告■は、現在の日本の風潮から、戦争をしてやつければいいという空気が日本にあることについて、非常に不安に思っている。

そして、原告■は、安倍内閣の新安保法制法制定までの強硬なやり方を見て、「日本は、いつ戦争につながっていくか、いつ核兵器を浴びることになるかわからんぞ」と、おそろしい気持ちになっている。加えて、原告■は、政府は、被爆者をさらに苦しめようとしていると感じている。

5 原告■(原告番号1-47)について(甲D1)

(1) 原告■の母親の被爆

原告■は、母親が被爆したいわゆる被爆2世である。父母の自宅は、竹の久保にあったが、原告■の母親は、新大工町にあった父方の親戚の家で被爆した。原告■の母親は怪我がなかったが、原爆投下直後、竹の久保の自宅に戻った。竹の久保の自宅には、父の兄夫婦家族7名が住んでいたが、父の兄以

外の者は、被爆後次々と亡くなつた。また、父の弟は、ノモンハンで戦死している。

1949年生まれの原告■が、自身は直接被爆していないものの、原爆を強く意識するようになったきっかけは、子どものころ父親の兄夫婦一家の墓参りをしたことと、原告■が幼少期であった頃、母親が病弱であったことである。さらに、原告■が、被爆2世であることを強く意識し始めたのが、母親が59歳で直腸がんが見つかり、64歳という若さで亡くなつたときである。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、母親が結婚後、わずか数日で父親が戦地に赴き、愛する人が無事帰って来られるのか、不安な日々だったという話を母親から聞いていた。そのことから、原告■は、「もし、自分の子どもが徴兵されて戦地に派遣されたら、想像するだけで死ぬのではないか、ケガするのではないかと恐怖で胸を締め付けられます。また、人を殺さなければならなかつた時の子供の心や精神もどうなるのだろうと非常に心が痛みます。」とその気持ちを述べている。

また、海軍で南方戦線に赴いていた父親は、戦時中の話をしたがらなかつたが、平成3年に病気になってから、他人の目を恐れるようになつたことで、原告阪口は、戦時中に、何かよくないことに加担してしまつたのだろうと推測している。その上で、「今回の安保法制で、私の子どもたちや孫の世代がそのような極限状態に置かれるかと思うと、やりきれない思いで、想像するだけで苦痛です。」とも述べている。

「日本がいつの間にか、独裁政党によって個人の権利が奪われ、国家のために生きることを強制されるような社会になつてしまつ」、「全体主義的な傾向が一気に強くなつていき、戦前と同じように、誰も戦争に反対できない取り返しがつかない事態になつてしまつ…新安保法制によって、常に他人の目を気にし、疑い、同調圧力で人と違う意見も言えなくなる社会が到来するかと思う

と不安で、苦痛です。」と述べている。

さらに、原告■は、被爆二世として、核の被害者を再び作ってはならないとの思いで活動してきているが、「この安保法制によって作り出される社会によって、再び、被爆の苦しみが生まれるかもしれないと思うと心配で苦痛で仕方ありません。」と述べている。

このような原告■の発言から分かるとおり、原告■は、新安保法制法制定をきっかけに、様々な心配、不安、恐怖等を感じることで、精神的苦痛を被っている。

6 原告■（原告番号1-81）について（甲D5）

（1）原告■の母親の被爆

原告■は、母親が被爆したいわゆる被爆2世である。母は自宅のある梅香崎町で被爆した。被爆時、自宅には母と祖母、2歳になる原告■の姉がおり、家の表にいた祖母は全身にガラスが突き刺さっていた。翌日、母が祖母を連れて病院に行ったが、医師からはほかにも重傷者がいるということで手当てをしてもらはず、母が何時間もかけてガラス片を取り除いた。

祖母は原告■が高校生のときにがんで亡くなった。また、母は40歳で総入れ歯になり、75歳で大腸がんに罹患し、80歳で両目を失明した。姉は幼いころは大変虚弱体質で、高熱や貧血を繰り返し、高校1年のときには原因不明の肝臓炎で入院した。

原告■が高校生のとき、級友を急性白血病で亡くすという体験をした。その級友も、両親とも被爆者である被爆二世であった。その級友は健康で明るい子であったが、ある日突然体調を崩し、急性白血病で余命2週間と診断された。亡くなる数日前に原告■が面会した際、全身にあざき色の斑点ができ、頬骨が高く突き出て、反対にくぼんだ目だけが「生きたい」と訴えていた級友の姿が、今もまぶたに焼き付いている。

原告■は現在のところ健康状態は普通であるが、級友の突然の死を目の当

たりにし、いつ自分も放射能の影響による病が発症するのかといつも健康不安にさいなまれている。

(2) 原告■の精神的苦痛

原告■は、戦争や被爆を自ら体験してはいないが、戦争の恐ろしさ、核兵器の恐ろしさを感じ、また両親の戦争体験、母の被爆体験を聞き、「二度とこのような経験があつてはならない。戦争をしてはならない。」と強く思っている。被爆二世として健康不安にさいなまれる日々からも、その思いを強くしている。

原告■は、戦後わずか70年しかたっていない今日に、まさか「戦争ができる」安保法が制定されるなど思いもよらず、新安保法制が制定されたとき、再び70年前の歴史が繰り返されないかと暗澹たる気持ちになった。新安保法制法により、戦争やテロに対するリスクが増すのは明らかであり、自分たちの生きる権利が脅かされていると感じている。

第4　まとめ

原告らにとって、戦争や原爆は過去のものではなく、今も被爆による放射線の影響に苦しみ、また、いつ病気が発症するのか不安な日々を過ごしている。

そのような原告らにおいても、戦後、日々の生活を平和に過ごしてきたのは、憲法9条があったからであり、原告らは、二度と日本が戦争をしたり、戦争に巻き込まれたりすることはないと思っていた。

しかし、新安保法制法が制定されたことで、原告らの認識と価値観は大きく覆されてしまい、原告らは、日本が戦争に巻き込まれるのではないかという強い不安を感じている。このような不安感は、決して漠然としたものではない。戦争や被爆の想像を絶する恐怖、絶望、痛み、悲しみなどを実体験し、または、父母などから直接その体験を幾度も聞き追体験している原告らであるからこそ、自己の経験と結びついてしまうことで、その不安を具体的で明確なものとして感じるこ

とができ、原告らの心を大きく乱し、痛めつけ、苦しめるのである。

原告らは、単純に、日本が戦争に巻き込まれることだけを不安に思っているだけでなく、日本が、個人の人権・生命よりも国益を優先していた戦前の日本に戻りつつある、戻ってしまうのではないかということ、核兵器が再び使用され日本や世界が滅んでしまうのではないかということも恐怖に感じている。

また、このような不安や恐怖がわき起こってくることで、これまでの生活の中では、記憶にあっても日々の生活の忙しさなどから明確に思い出すことのなかつた戦中・戦後の体験やその当時の思い、トラウマをあらためて思い出すようになっている。そのようなことを思い出すことは、原告らにとって極めて大きな精神的負担となっている。

さらに、原告らの平和を望む心が、これまで行ってきた平和活動・反核活動を含めて、新安保法制法の制定によって真っ向から否定されたことにより、原告らの価値観までもが否定されたことについても、原告らは非常にショックを受け、強い憤りを感じている。

以上のとおり、原告らが被った被害は、「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などでは断じてない。新安保法制法の制定により、原告らは深刻な精神的苦痛を被っているのである。

以上